**居宅介護支援重要事項説明書**

＜令和7年4月30日現在＞

１ 居宅介護支援事業者（法人）の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 名称・法人種別  | 　　　　　　　株式会社五力 |
| 代 表 者 名  | 　　　　　　　渡邉　祐一 |
|  所在地・連絡先 | （所在地） 　京都市右京区午塚町96-8（電話）　　 075-754-6873（FAX) 075-950-0535 |

２ 事業所の概要

⑴ 事業所名称及び事業所番号

|  |  |
| --- | --- |
| 事 業 所 名  | 　　　　　　　　ごりきケアプランセンター |
|  所在地・連絡先 | （所在地）　　　京都市右京区西京極北庄境町61-7（電話） 　　 　 075-950-1117（FAX） 075-754-6837 |
| 事業所番号  |  2670702188 |
| 管理者の氏名  |  安井　礼子 |

⑵ 事業所の職員体制

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 従業者の職種 | 人数（人） | 区分  | 常勤換算後 の人数（人） | 職 務 の 内 容 |
| 常勤(人) | 非常勤(人) |
| 　 管　理　者 | 1（兼務） | 1 |  | 0.2 | 従業者及び業務の管理 |
| 介護支援専門員 | 10 | 9 | 1 | 9.5 | ケアプラン作成等 |
| 事務職員等 | 1 | 1 |  | 1 | 電話対応他事務全般 |

⑶ 通常の事業の実施地域

|  |  |
| --- | --- |
| 通常の事業の実施地域  | 北：丸太町通　東：大宮通　西：桂川街道、桂川、長辻通　　南：八条通 |

 ※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

⑷ 営業日等

|  |  |
| --- | --- |
| 営業日 ・営業時間 | 平日・9時00分～17時00分 |
| 休業日 | 土曜日・日曜日・祝日・１２月２８日～１月３日 |

※前項に規定する営業時間以外の時間帯での相談及び介護支援専門員への連絡は、留守番電話にて２４時間対応できる連絡体制を確保しています。

３　提供する居宅介護支援サービスの内容・提供方法等

　ア　利用者や家族との面談・相談

　イ　居宅サービス計画（ケアプラン）の作成

　ウ　介護サービス事業所・主治医他医療機関・その他関係機関との連絡・調整・連携

　エ　訪問・テレビ電話・電話等による利用者状況の定期的な把握（最低月１回の利用者宅訪問またはテレビ電話）

オ　サービス実施状況の把握・評価

　カ　必要に応じ居宅サービス計画の変更

 キ 要介護等認定の申請代行

 ク　給付管理業務

　 ケ　介護保険施設等入所施設の紹介

４　費用

⑴ 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

ただし、介護保険料の滞納等により、支援事業者に直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者様は１箇月につき要介護度に応じて下記の利用料をお支払い下さい。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収書を発行します。

当事業所の地域区分は５級地です。（単価 ：１０．７円）

・居宅介護支援費

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | ケアマネ一人当たり取扱い件数 | 要介護１・２　利用者 | 要介護３・４・５　利用者 |
| Ⅰ（i） | ４４件以下 | １１，６２０円／月 | １５，０９７円／月 |
|  | ４５件以上については記載省略 |  |  |

・加算項目

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| サービス内容 | サービス単位 | サービス利用料金 |
| 初回加算 | ３００単位 | ３，２１０円／回 |
| ターミナルケアマネジメント加算 | ４００単位 | ４，２８０円／回 |
| 入院時情報連携加算①　　　　　　　　　 ② | ２５０単位２００単位 | ２，６７５円／回２，１４０円／回 |
| 退院・退所加算 | ４５０～９００単位 | 4,815～9,630円/回 |
| 緊急時等居宅カンファレンス加算 | ２００単位 | ２，１４０円／回 |
| 通院時情報連携加算 | ５０単位 | ５３５円/回 |

・特定事業所加算　　※質の高いケアマネジメントを提供する事業所を評価する加算です。当事業所では（Ⅰ）から（Ⅲ）のいずれかを算定し、加えて状況により医療介護連携加算を算定します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | サービス単位 | サービス利用料金 |
| 特定事業所加算（Ⅰ） | ５１９単位 | ５，５５３円／月 |
| 特定事業所加算（Ⅱ） | ４２１単位 | ４，５０４円／月 |
| 特定事業所加算（Ⅲ） | ３２３単位 | ３，４５６円／月 |
| 特定事業所医療介護連携加算 | １２５単位 | １，３３７円／月 |

⑵ 交通費

２の⑶の通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

通常の事業の実施地域以外の地域にお住まいの方は，通常の事業の実施地域を越えた所から公共交通機関を利用した実費が必要となります。

なお、自動車を使用した場合は次の交通費をいただきます。

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の実施地域を越えた地点から、片道５キロ未満 | ７５０円 |
| 事業の実施地域を越えた地点から、片道５キロ以上は５キロ毎に | ７５０円 |

⑶ 利用料等のお支払い方法（利用料の発生する場合のみ）

　　毎月、15日までに前月分の請求をいたしますので、20日までに以下の方法によりお支払いくだい。（口座引き落としの場合は、26日にお引き落しいたします）。

　　なお、入金確認（お支払い）後、領収証を発行します。

|  |  |
| --- | --- |
| 支払い方法 | 支払い要件等 |
| 銀行振り込み | 次の口座にお振込みください。＜振込先口座＞京都銀行　牧野支店（店番521） 普通預金口座（口座番号4159461）口座名義　株式会社五力　代表取締役　渡邉祐一 |
| 口座引き落とし | 御指定いただいた、次の口座から引き落としいたします。引き落とし会社名：㈱SMS |

５ 事業所の特色等

⑴ 事業の目的

要介護者からの相談に応じ，要介護者がその心身の状況や置かれている環境等に応じて，本人や家族の意向等を基に，居宅サービスを適切に利用できるよう，サービスの種類，内容等の計画を作成するとともに，サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者，介護保険施設への紹介等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とします。

⑵ 運営方針

　　当事業所は、利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して援助に努めます。

⑶ その他

|  |  |
| --- | --- |
| 事　項  | 内　　容  |
| アセスメント（評価）の方法 | 厚生省の標準課題項目に準じて事業所独自方式により利用者の直面している課題等を評価し、利用者に説明のうえ、ケアプランを作成します。 |
| 従業員研修  | 年12回、法人全従業員を対象とした研修を行っています。 |
| 従業員の健康診断 | 年１回、法人全従業員を対象とした定期健康診断を行い、健康経営を目指しています。 |

６　利用者自身によるサービスの選択について

・当事業所は、利用者の意思と人格を尊重し、公正中立な立場で利用者によるサービスの選択のための支援を行います。

・利用者は当事業所に対し、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求める事が出来ます。また利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます。

７ サービス内容に関する苦情等相談窓口

|  |  |
| --- | --- |
| 当事業所利用者様相談窓口 | 窓口責任者　安井　礼子ご利用時間　9：00～17：00ご利用方法 電話（０７５－９５０－１１１７） |
|  当法人相談窓口 | 窓口責任者　渡邉祐一ご利用時間 9：00～17：00ご利用方法 電話（０９０－４５６４－６０８８）  |
| 京都市右京区役所保健福祉センター健康長寿推進課高齢介護保険担当　　　　　　　　京都市上京区役所保健福祉センター健康長寿推進課高齢介護保険担当京都市中京区役所保健福祉センター健康長寿推進課高齢介護保険担当京都市下京区役所保健福祉センター健康長寿推進課高齢介護保険担当京都市南区役所保健福祉センター健康長寿推進課高齢介護保険担当京都市西京区役所保健福祉センター健康長寿推進課高齢介護保険担当 | 受付時間：月曜日～金曜日８：３０～１７：００電話番号：０７５－８６１－１４３０受付時間：月曜日～金曜日８：３０～１７：００電話番号：０７５ー４４１－５１０７受付時間：月曜日～金曜日８：３０～１７：００電話番号：０７５－８１２－２５６６受付時間：月曜日～金曜日８：３０～１７：００電話番号：０７５－３７１－７２２８受付時間：月曜日～金曜日８：３０～１７：００電話番号：０７５－６８１－３２９６受付時間：月曜日～金曜日８：３０～１７：００電話番号：０７５－３８１－７６３８ |
| 京都府国民健康保険団体連合会 | 受付時間：月曜日～金曜日９：００～１７：００電話番号：０７５－３５４－９０９０ |

８ 緊急時及び事故発生時等における対応方法

　サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者様の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）等へ連絡をするとともに必要な措置を講じます。

　また、サービス提供中に事故が発生した場合には、必要な措置を講じるとともに上記に加え、京都市、市町村及び当該利用者の家族等に連絡を行います。

９　第三者評価の実施状況

ごりきケアプランセンターでは第三者評価を受けておりません。

１０　秘密の保持と個人情報の保護について

⑴ 利用者、その家族に関する秘密の保持について事業者はサービスを提供する上で知り得た、利用者及びその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密保持義務は、契約終了後も継続します。

⑵ 個人情報の保護について事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限りサービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。また利用者の家族の個人情報についても予め文書で同意を得ない限りサービス担当者会議で用いません。

⑶ 利用者とその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止します。

１１　感染症の予防及びまん延の防止ための措置

感染症の予防及びまん延の防止のため、感染症対策委員会を設置し、概ね６月に１回又は必要に応じて随時開催します。また、指針を整備し、研修及び訓練（シュミレーション）を年１回以上実施します。

１２　業務継続計画（BCP）の策定

感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、　　業務継続計画を策定します。また、研修及び訓練（シュミレーション）を年１回以上実施します。

１３　高齢者虐待防止の推進

⑴　虐待の防止のため、虐待防止検討委員会を設置し、虐待の未然防止・早期発見・迅速かつ適切な対応に努めます。また、指針を整備し、研修を年１回以上実施します。

⑵　虐待または虐待の可能性を発見した場合には、高齢者虐待防止法にのっとり、保険者又は地域包括支援センターへ速やかに通報します。

１４　身体拘束について

⑴　利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないものとします。

⑵　身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

居宅介護支援の開始に当たり、利用者に対して重要事項説明書を交付のうえ、居宅介護支援のサービス内容及び重要事項の説明をしました。

説明年月日：令和　　　　年　　 月　　 日

 事業者　　　　　　　住　所　　　 京都市右京区西京極北庄境町61-7

　　　　　　　　　　 事業者(法人)名 　 株式会社　五力

　　　　　　　　　　　 施 設 名 　 ごりきケアプランセンター

 （事業所番号） 居宅介護支援　2670702188

　　　　　　　　　　　 代表者名 　　　　　　 渡邉　祐一

 説明者　　　　　 職 名 　 介護支援専門員

 　　　　　　　　　　　 氏 名

　私は、重要事項説明書に基づいて居宅介護支援のサービス内容及び重要事項の説明を受け、その内容に同意のうえ、本書面を受領しました。

 利用者本人 　　　　　住 所

　　　　　　　　　　　 　氏 名

（署名・法定）代理人 　住 所

 氏 名

 （利用者との関係：　　　　　　 　　　）